



～ エネルギー対策を行う企業を支援します～

# エネルギー対策保証

保証限度額	個人、会社、医療法人 組合	2億円 4億円
資金使途	経済産業大臣が指定したエネルギーの使用の合理化に資する施設 または非化石エネルギーを使用する施設の設置にかかる費用	
保証期間	15年以内（原則、据置期間6か月以内）	
貸付利率	金融機関の所定利率	
返済方法	分割返済または一括返済	
貸付形式	証書貸付、手形貸付または手形割引	
保証料率	年1.15% <span style="font-size: 2em;">〔</span> 会計参与を設置している会社や、有担保の場合は、左記保証料率からそれぞれ0.10%引き下げることがあります <span style="font-size: 2em;">〕</span>	
担保	必要に応じて、要します。	
連帯保証人	必要となる場合があります。 ただし、法人代表者以外は原則不要です。	
責任共有制度	対象制度です（金融機関が20%責任共有します）	
必要書類	通常添付書類に加え、導入設備にかかる見積書、設備の概要がわかる資料、 「省・非化石エネルギー施設の設置に関する計画書」（当協会所定様式）	
取扱金融機関	銀行、信用金庫、信用組合など	

（注）金融機関および当協会の審査によりご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## ☆特徴

- 対象となる設備は、太陽光発電設備、太陽熱利用装置、燃料電池設備、バイオマスエネルギー利用装置、風力・水力・地熱発電設備などのエネルギー対策にかかる設備資金です。
- 一般保証、セーフティネット保証とは「別枠」の取扱いとなります。

## ～お得な情報～

太陽光発電設備等導入資金として、名古屋市「環境保全・省エネルギー設備資金」もご検討ください。（取扱金融機関が限定されますので、ご注意ください。）

**名古屋市より一部利子補助があります。**

お問い合わせは、名古屋市環境局大気環境対策課（TEL:052-972-2674）まで

中小企業おたすけ隊  
たよるみせ



中小企業者の良きパートナー  
NCGC NAGOYA CREDIT GUARANTEE CORPORATION  
名古屋市信用保証協会

お客様総合相談窓口  
☎052-212-3011